

年 月 日

千葉県知事（氏 名）様

所在地（住所）
設置者（氏名）
代表者職氏名

収容定員変更認可申請書

下記により〇〇学校（幼稚園）の収容定員に係る学則を変更したいので、学校教育法第4条（※）の規定により認可を申請します。

学 校 の 名 称	
学 校 の 位 置	
目 的	
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法	
収容定員変更の時期	年 月 日

（添付書類）

- 1 学則変更条項新旧対照表（添付様式25）
- 2 新学則（全文）
- 3 施設概要書（添付様式1）
- 4 校舎及び寄宿舍の校地内での配置図、平面図及び立面図
- 5 校地校舎等の権利の帰属を証する書類（届出済であれば提出を要しない。）
- 6 教職員組織表（添付様式10）
- 7 教職員の履歴書（教員については写真をはり付けたものに限る）、就任承諾書（写）（添付様式9）
及び 免許状（写）又は実務上の資格を証する書類（写）
- 8 備品目録（添付様式4）
- 9 変更後2ヶ年の事業計画書（添付様式12）及び収支予算書（添付様式23）
- 10 寄附行為
- 11 財産目録（添付様式13）
- 12 最近における貸借対照表及び収支計算書
- 13 その他参考資料
 - （1）学級編制表（添付様式11）
 - （2）理事会、評議員会の決議録の写し
 - （3）定員変更の必要性を証する資料
 - （4）増改築を伴う場合、建築基準法に基づく検査済証、消防法に基づく検査済証、引渡書の写し、竣工写真

〔留意事項〕

- 1 提出時期 原則として収容定員を変更しようとする年度の前年度の5月末（幼稚園は、9月末）までとする。
- 2 提出部数 正副各1部（計2部）
- 3 その他
 - (1) 根拠条文（※）は、各種学校の場合は「学校教育法第134条において準用する同法第4条」とすること。
 - (2) ここで収容定員とは、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）にあっては、学科毎の定員、その他の学校にあっては、学校毎の総定員とする。
なお、専修学校の収容定員変更については、学則変更届によるものとする。
 - (3) 添付書類のうち、第5項については、自己所有の場合は登記事項証明書、借用の場合は賃貸借（又は使用貸借）契約書(写)（原則として公正証書）及び登記事項証明書
 - (4) 添付書類のうち、第7項については、収容定員増に伴い新たに新規採用する教職員のみ添付すれば良い。
 - (5) 設置者が、千葉県知事所轄法人であるときは、添付書類のうち、第9項から第12項の書類の提出を要しない。
 - (6) 本認可申請に先立ち、学校増改築計画の承認を受けた設置者にあたっては、添付書類のうち、第4項及び第5項並びに第13項の書類の提出を要しない。
 - (7) 高等学校の学科設置認可申請に伴う収容定員変更認可申請にあたっては、添付書類のうち、第4項から第7項の書類の提出を要しない。
 - (8) 収容定員を減らす場合は、添付書類のうち、第4項から12項の書類の提出を要しない。ただし、収容定員の減少で学級増を伴う場合は、第4項から第8項の書類を添付する。

〔記載例〕

年 月 日

千葉県知事 （氏 名） 様

所在地（住所）
設置者（氏名）
代表者職氏名

収 容 定 員 変 更 認 可 申 請 書

下記により〇〇中学校の収容定員に係る学則を変更したいので、学校教育法第4条の規定により認可を申請します。

学 校 の 名 称	〇〇中学校
学 校 の 位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
目 的	教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法	授業料、入学金及びその他を収入とし、これらを支出に充当する。なお、支出にあたって不足が生じた場合は、設置者が負担する。
収容定員変更の時期	〇〇年〇月〇日